#### 第42号議案

中間市防災会議条例及び中間市災害対策本部条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

中間市長 松下 俊男

#### 中間市防災会議条例及び中間市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(中間市防災会議条例の一部改正)

- 第1条 中間市防災会議条例(昭和38年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。 第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、第2号を次のように改める。
  - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
  - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
  - 第3条第5項中「次の各号に」を「次に」に改め、第8号を第9号とし、第7号の次 に次の1号を加える。
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 第3条第6項中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改め、同条第7項本文中 「第7号」の次に「及び第8号」を加える。

(中間市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 中間市災害対策本部条例(昭和38年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 中間市防災会議条例及び中間市災害対策本部条例新旧対照表

## (第1条関係)

(为1不因外)	71 - 7 - 24
改正後	改正前
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 防災会議は、 <u>次に</u> 掲げる事務をつかさどる。	第2条 防災会議は、 <u>次の各号に</u> 掲げる事務をつかさどる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審	(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関す
<u>議すること。</u>	<u>る情報を収集すること。</u>
(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。	(新設)
<u>(4)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条 (略)	第3条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 委員は、 <u>次に</u> 掲げる者をもって充てる。	5 委員は、 <u>次の各号に</u> 掲げる者をもって充てる。
$(1) \sim (7)$ (略)	$(1) \sim (7)  (略)$
(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市	(新設)
長が任命する者	
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数はそれ	6 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数はそれぞれ若干
ぞれ若干名とする。	名とする。
7 第5項第7号 <u>及び第8号</u> の委員の任期は、2年とする。ただし、補	7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補
欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。	欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8 (略)	8 (略)

# (第2条関係)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23</u>	第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23</u>
<u>条の2第8項</u> の規定に基づき、中間市災害対策本部に関し必要な事	条第7項の規定に基づき、中間市災害対策本部に関し必要な事項を
項を定めるものとする。	定めるものとする。